

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年1月15日	
契 約 件 名	クライストロン電源DRC修理 一式	
契 約 金 額	5,533,000円	
契 約 の 相 手 方	茨城県つくば市竹園1-5-3 株式会社DAWONSYS	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第一係 TEL 029-284-4890	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、いばらき中性子医療研究センター内クライストロン電源室に設置されたクライストロン電源用DRCの修理及び当該施設内での試験運転作業一式に関するものである。	
随意契約の理由	当該装置は韓国DAWONSYS社製のクライストロン電源の一部であり、故障箇所の特定やDRCを制御している基板内のDSPチップの内部プログラムを確認・変更できること、故障している箇所の部品を製作できることが受注者に必要な条件となる。 製造元であるDAWONSYS社は本電源の設計・製造及び試験データ等、システム全体に関する詳細な資料を有している唯一の者である。したがって、本電源の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本電源の修理を行うことができる技術と信頼性を有する者はDAWONSYS社において他にはなく、また、DAWONSYS社が本電源の修理を行うことにより、本電源の性能と保証を確保することができる。	